

令和7年2月 定例会

津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合議会定例会の招集について	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（2月14日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案会第1号上程及び議案質疑、採決	7
日程第4 議案第4号～議案第6号上程	8
日程第5 議案質疑及び一般質問、採決	10
日程第6 議案第7号上程及び採決	24
閉会宣言	25
会議録署名議員	26

津資組第711号

令和7年2月7日

津山圏域資源循環施設組合議会

議長	金	田	稔	久	殿
副議長	岡		立		殿
議員	勝	浦	正	樹	殿
議員	近	藤	吉	一郎	殿
議員	末	永	弘	之	殿
議員	片	田	八	重美	殿
議員	森	本	孝	道	殿
議員	則	吉	洋	介	殿

津山圏域資源循環施設組合

管理者 谷 口 圭 三

津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会の招集について

津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会の招集について、津山圏域資源循環施設組合告示第10号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第10号

令和7年2月7日

令和7年2月14日（金曜日）午前10時30分、津山圏域資源循環施設組合議会
令和7年2月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合

管理者 谷口圭三

津山圏域資源循環施設組合議会

議長	金	田	稔	久	殿
副議長	岡		立		殿
議員	勝	浦	正	樹	殿
議員	近	藤	吉	一郎	殿
議員	末	永	弘	之	殿
議員	片	田	八	重美	殿
議員	森	本	孝	道	殿
議員	則	吉	洋	介	殿

津山圏域資源循環施設組合
管理者 谷口圭三

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会に提出する下記の議案をお送りします。

記

議案第4号 令和7年度津山圏域資源循環施設組合会計予算

議案第5号 津山圏域資源循環施設組合の附属機関に関する条例

議案第6号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会委員の選任について

津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
2月 14日	金	<p>全員協議会（午前10時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第1 開会 ・次第2 管理者あいさつ ・次第3 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）議事日程について ・次第4 報告・説明事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）施設運転に伴う環境管理報告について （2）ごみ処理の状況及び今後の予定について （3）電力の自己託送について （4）津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会提出議案について （5）今後のスケジュールについて （6）その他 ・次第5 その他 ・次第6 閉会 	
		<p>本会議開会（午前10時30分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程第1 会議録署名議員の指名 ・日程第2 会期の決定 ・日程第3 議案会第1号上程 <ul style="list-style-type: none"> 提案者の提案理由の説明 議案質疑 採決 ・日程第4 議案上程 <ul style="list-style-type: none"> 管理者の提案理由の説明 ・日程第5 議案質疑及び一般質問 <ul style="list-style-type: none"> 採決 ・日程第6 追加議案上程 <ul style="list-style-type: none"> 管理者の提案理由の説明 採決 ・閉会 	

津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会議事日程

(第1号)

令和7年2月14日(金) 午前10時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案会第1号 津山圏域資源循環施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
議案質疑
採決
- 日程第4 議案第4号 令和7年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
議案第5号 津山圏域資源循環施設組合の附属機関に関する条例
議案第6号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案質疑及び一般質問
採決
- 日程第6 議案第7号 津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会委員の選任について
採決

本日の会議に付した事件

日程番号	
第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	議案会第1号上程及び議案質疑、採決
第4	議案第4号～議案第6号上程
第5	議案質疑及び一般質問、採決
第6	議案第7号上程及び採決

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退	議席番号	氏名	出席 欠席	遅参 早退
1	勝浦正樹	出席		5	片田八重美	出席	
2	金田稔久	//		6	森本孝道	//	
3	近藤吉一郎	//		7	岡立	//	
4	末永弘之	//		8	則吉洋介	//	

説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
管理者	谷口圭三	鏡野町副町長	藤田昭彦
副管理者	水嶋淳治	奈義町副町長	金田知巳
//	青野高陽	会計管理者	廣野淳子
//	野口薫	事務局長	定久誠

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
事務局次長	藤木俊和	事務局主査	庄司睦
事務局主幹	福田香	会計年度任用職員	甲田勉
事務局主査	初岡隆之		

会議場所 津山市議場

津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会

令和7年2月14日（金）

午前10時35分 開会

●議長（金田稔久氏）

ご着席をお願いいたします。

本日、津山圏域資源循環施設組合議会 令和7年2月定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご参集をいただき、大変お疲れ様でございます。

ただいまの出席議員は、8名全員でございます。定足数に達しておりますので、これより津山圏域資源循環施設組合議会 令和7年2月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長（金田稔久氏）

それでは日程第1に入り、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第27条の規定によって、1番 勝浦正樹議員、8番 則吉洋介議員を指名といたします。

日程第2 会期の決定

●議長（金田稔久氏）

次に、日程第2に入り、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

～承認（異議なしの声あり）～

●議長（金田稔久氏）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 議案会第1号上程及び議案質疑、採決

●議長（金田稔久氏）

次に、日程第3に入り、議案会第1号「津山圏域資源循環施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、議題といたします。

本案は、本日提出され、お手元に配付のとおりであります。

この際、提案者から提案理由の説明を求めます。

◇提案者（岡立氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、7番、岡立議員。

◇提案者（岡立氏）

それでは、ただ今上程されました議案会第1号「津山圏域資源循環施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をさせていただきます。

本日配付いたしました「議案会第1号」をご覧ください。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行により、引用

条項にずれが生じ、所要の改正を行うため、また、「刑法等の一部を改正する法律」において、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」を創設する改正がなされたことに伴い、条例中「懲役」を「拘禁刑」に変更するとともに、必要な経過措置を規定するため、「津山圏域資源循環施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を制定するものでございます。

何とぞ よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

●議長（金田稔久氏）

これより、「議案質疑」を行います。

質疑・討論の通告がございませんので、これより採決に移ります。

ただいま上程、議題とされております議案会第1号につきましては、起立により採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

はい、起立全員ありがとうございます。ご着席ください。

起立全員と認めます。よって、議案会第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 議案第4号～議案第6号 一括上程

●議長（金田稔久氏）

次に、日程第4に入り、議案第4号「令和7年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」、議案第5号「津山圏域資源循環施設組合の附属機関に関する条例」、議案第6号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例」を一括上程し、議題といたします。

この際、管理者に提案理由の説明を求めます。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

本日ここに、津山圏域資源循環施設組合議会令和7年2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

最初に、議案第4号「令和7年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきまして、ご説明を申し上げます。予算書の3ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を16億6,775万4千円としております。歳出につきましては、一般廃棄物処理施設の管理運営経費、また、借入金である組合債の償還に係る経費などを計上しております。一方、歳入では、その財源として、構成市町からの分担金、ごみ処理手数料、売電収入、有価物販売収入などを計上しております。

第2条では、施設運営・維持管理業務、モニタリング委託について、債務負担行為を計上しております。

続きまして、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第5号「津山圏域資源循環施設組合の附属機関に関する条例」につきましては、当組合におけるごみ処理手数料の適正化を検討するための審議会を、組合の附属機関として設置するため、必要な事項を定めるものでございます。

議案第6号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案第4号につきましては、後ほど事務局から説明をさせますが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

△事務局長（定久誠氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、定久事務局長。

△事務局長（定久誠氏）

議案第4号「令和7年度 津山圏域資源循環施設組合会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。予算書3ページをお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、16億6,775万4千円でございます。

次に、第2条の「債務負担行為」でございますが、内容につきましては、6ページの「第2表」をご覧ください。コンサルティング業務委託経費につきまして、債務負担行為予算を計上しております。

次に、歳入・歳出の内訳について、ご説明いたしますので、12ページをお開きください。

歳入でございます。款45項10目10分担金の予算額は、12億4,635万7千円で、構成市町の分担金でございます。対前年度5,144万1千円の増額となっております。増額の主な要因は、令和6年度の歳計剰余繰越金が前年度当初と比較して減額となる見込みのためでございます。次に、款50項10目20衛生使用料は、13万1千円で、行政財産の使用料等でございます。次に、款50項20目20衛生手数料は、1億2,450万円を見込んでおりまして、一般ごみ・家庭ごみの直接搬入にかかる手数料でございます。次に、款80項10目10繰越金は、本年度の決算見込みから、1億円を計上しておりまして、対前年度5,000万円の減額となっております。続きまして、14ページへお進みください。款85項50目15雑入は、1億9,676万5千円を見込んでおりまして、売電収入や有価物の販売収入等でございます。

続きまして、16ページへお進みください。歳出でございます。款10項10目10議会費75万2千円は、組合議員の視察研修旅費・費用弁償等でございます。次に、款15項10目10一般管理費6,964万円は、会計年度任用職員の人件費のほか、組合の運営経費等でございます。続きまして、20ページへお進みください。中段、項60目10監査委員費7万4千円は、監査委員2名の費用弁償等でございます。次に、下段、款25項20目5清掃総務費865万4千円は、プロパー職員に係る人件費でございます。続きまして22ページ、目10管理棟管理費は、

3,853万1千円でございます、リサイクルプラザの運營業務委託料3,245万円などのほか、管理棟の維持管理に要する経費でございます。続きまして、目12熱回収・リサイクル施設等管理費は、7億7,597万6千円で、対前年度1,712万7千円の増となっております。増額の主な要因は、25ページの説明欄の施設運営・維持管理業務委託料が、毎年度、物価変動を基に改定を行っているため、対前年度987万1千円の増額となっていることなどでございます。節18負担金補助及び交付金の工事負担金1,717万7千円は、売電量増加に必要な「売電制御装置」設置に係る工事費を、2年に分割して負担するもののうち、令和7年度分を計上しております。左側24ページにお戻りいただきまして、目15最終処分場管理費2,139万円は、機械保守点検、水質監視業務に係る委託料等でございます。施設・設備の老朽化に伴う経費の増加により、対前年度801万2千円の増額となっております。続きまして、26ページにお進みいただき、目18多目的広場管理費518万4千円は、還元施設として整備いたしました多目的広場の、管理運営に必要な経費でございます。続きまして、28ページ、目20施設建設費は、869万7千円で、「周辺環境整備事業負担金」でございます。続きまして、款65項10目10元金7億1,450万6千円、目15利子1,435万円は、起債の元金及び利子償還に係るものでございます。最後に、款80項10目10予備費は、1,000万円を計上しております。

議案第4号「令和7年度 津山圏域資源循環施設組合会計予算」の説明は、以上でございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

●議長（金田稔久氏）

提案理由の説明は終わりました。

日程第5 議案質疑 及び 一般質問、採決

●議長（金田稔久氏）

これより、日程第5に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。

全員協議会での申し合わせ事項をお守りいただきますよう、ご協力の程、よろしくお願いをいたします。答弁については、私から指示をいたしますが、質問の趣旨を十分把握され、復唱、引用や同じ答弁の繰り返しを避け、簡明的確に答弁されますよう、この際申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしました発言通告一覧表に従い、順次質問を許可いたします。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

はい、4番、末永弘之議員、登壇。

△議員（末永弘之氏）

まず、管理者にお尋ねいたしますが、質問の前に先ほど提案されました当初予算とか、施設運営状況等を見ていますと、これから質問する予定のごみの減量化、かなり努力されている数値を見まして、関係者に対して敬意を表しながら、それでもという思いで質問することを、まず申し上げます。11月議会の継続ですけれども、プラごみ減量化施策とCO2排出量の削減などについてですけれども、11月の議会で管理者は、新プラスチック法について、地球温暖化対策のためには、温室効果ガスの排出量の把握だけではなく、経済・社会活動、気候変動などの環境的な要因など、総合的に把握し、新プラ法の基本戦略に基づき、プラスチックごみの減量化、

資源化を進め、適正に処理していくとの旨答弁でした。そこで、プラスチックは、その製造過程と焼却処理過程の双方で、温室効果ガスである二酸化炭素を発生させ、地球温暖化をすすめていると言われており、クリーンセンターにおいては、製造の過程ではなく、焼却の過程での責任が強まるというふうに感じています。津山圏域のクリーンセンターから排出されているCO2排出量は、なかなか把握することはできないということですが、プラごみの減量化という点で、適正な処理というのは、具体的にどんなことを言われるのか、まず明らかにしてください。そして、津山圏域資源循環施設組合としての、CO2排出量を、全国或いは県の指数で計算するのでなくて、実測として教えて下さい。

次に、昨年の11月議会の答弁で、プラの削減を、令和5年から8年の3年間で5.5%削減すると言われましたが、どうやって測定するのか、どうやって実現するのかを明らかにして下さい。

続いて、クリーンセンターの燃焼効果を高め、排出抑制を図るように努力すると言われてきた課題ですが、私は素人ですから、難しい言葉は、率直に言ってわかりませんけれども、焼却するときの熱・温度というふうを考えてみますと、やや、わかりやすいと思いますけれども、一般的には、100%完全燃焼した場合が、煙も少ない、費用も安くつく、性能に優れている機械ということになると思いますけれども、今のクリーンセンターの機械の機能として、完全燃焼が来ているのかどうか、わかれば教えてください。

次に、平成7年度当初予算についてですが、ごみの減量化に伴って、持ち込みなどの数字が減ということで、これも先ほどと同じように評価しておきたいと思いますが、さて、施設建設費、周辺整備事業負担金などなど、8,697千円、元金など、合わせていくつかの利子などが必要とされておられる金額ですが、建設予定地を決めるまでの様々なプロセス、11月議会でも申し上げました。特に、土地購入の経過など、当時の市長桑山博之氏が、市長選挙が終わるまで「建設予定地を購入すべきではない」としながらも、市長選挙直前に、4億2千万円で購入するなど、異例すくめの方法で領家を決めてしまいました。裁判という過程も含めてですが、結果として、確かに「違法とまではならない」という判決ではありますけれども、約4億円が、建設費へ上乗せされて、関係する市町が今でも負担金として支払っている。私はそう思っております。これが、私が言う負の遺産の一つです。言わば負の遺産が継続していることについてお聞きしましたが、管理者が、「裁判において、原告の主張は棄却されております。そのため、市町分担金は、津山圏域資源循環施設組合規約に基づき各市町に負担していただいております。」との旨を答弁しました。「管理者の言う通り」ということではあります。各市町の副管理者は、特別に答弁がありませんでした。そこで、新しい年度の先ほど指摘した、全体の予算数字に対して、「建設に係る費用の負担金」支払いという予算の組み立ての、各市町で言います、負担金の支払いという課題について、どう思われるのか、私は異例なやり方が無かったら、もっと安くつくという思いをして仕方がないんですけども、改めてお尋ねをして、登壇での質問を終わります。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

まず、プラごみの適正処理についてお答えを申し上げます。焼却量を減らして、そして二酸化炭素の排出量を抑制するための方策として、新プラ法の趣旨に基づきまして、分別可能なものにつきましては、異物などを除去して、そして容器包装リサイクル協会に処理をお願いをしております。今後は製品プラスチックにおきましても、資源化に向け検討を進めてまいることとしております。CO₂の実測値についてですが、計測する機器がないため把握ができておりませんので、県の示しております計算式に当てはめまして、算出した数値を使用させていただいております。

次に、プラスチックごみの削減についてでありますけれども、5.5%削減目標の把握につきましては、計算値をもとに行うこととしております。CO₂の排出量は、焼却量により左右されるものですので、ごみの減量化、分別の徹底によるリサイクルの促進により達成をするものというふうに考えております。以上です。

△副管理者代理（藤田昭彦氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、山崎副管理者代理、鏡野町藤田副町長。

△副管理者代理（藤田昭彦氏）

鏡野町でございます。令和7年度予算の負担金につきましてお答えをいたします。鏡野町の令和7年度の負担金は、1億648万5千円でございます。そのうち建設費分が6,286万3千円となっております。鏡野町の予算に対してこの金額は決して少なくないような金額ではございますが、義務的経費であり、起債の償還が滞ることの無いように負担する必要があると考えております。以上でございます。

△副管理者（水嶋淳治氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、水嶋副管理者。

△副管理者（水嶋淳治氏）

勝央町でございます。令和7年度予算の負担金についてお答えをさせていただきます。来年度の分担金につきましては、8,859万1千円となっております。令和6年度におきましては8,572万円と比較しますと、287万1千円上がっております。昨今の物価高騰で、熱回収施設や最終処分場の管理費が増加したことが要因であると理解をいたしております。建設費部分は人口割となっており適正な方法であると考えておるところでございます。以上です。

△副管理者代理（金田知巳氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、奥副管理者代理、奈義町金田副町長。

△副管理者代理（金田知巳氏）

奈義町です。令和7年度予算の負担金についてお答えをいたします。当町の来年度分の分担金は、4,967万6千円でございます。今年度に比べ約200万円の増額となっておりますが、これにつきましては、昨今の物価高騰が原因で、熱回収施設や最終処分場の管理費が増加したこ

となどが要因でありまして、やむを得ない増額であると理解しております。建設費部分につきましては、人口割となっており適正な方法で算出してあるというふうに考えております。以上です。

△副管理者（青野高陽氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、青野副管理者。

△副管理者（青野高陽氏）

美咲町です。令和7年度予算の負担金についてお答えします。来年度の分担金は、1億1,403万2千円と伺っております。令和6年度と比べると413万4千円上がっております。昨今の物価高騰で、管理費が増加したことが要因であると理解しております。分担金の建設費部分は人口割となっており、適正な負担であると考えます。以上です。

△副管理者（野口薫氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

野口副管理者。

△副管理者（野口薫氏）

令和7年度予算の負担金についてお答えをいたします。組合規約に基づき、分担金として8億8,757万3千円を負担をいたしております。組合債の償還などに伴い、分担金は今後、徐々に減少していくものと考えております。以上です。

△事務局長（定久誠氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、定久事務局長。

△事務局長（定久誠氏）

私からは、機械の性能についてお答えします。燃焼性能は高く、完全燃焼できていると考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

はい、4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

それぞれ答弁をいただきました。まず、CO2排出量の抑制の具体化として、容器包装リサイクル協会に処理をお願いし、前年度を例として、その費用とか、依頼した量などわかれば教えて下さい。

△事務局長（定久誠氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、事務局長。

△事務局長（定久誠氏）

令和5年度、プラ容器成形品の搬出量は、595.51 tで費用は、37万9千865円でございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

はい、4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

答弁を聞いて私が思うことは、専門的な法の解釈というのは、私には理解がなかなかできない部分がありますが、家庭から出るごみの約6割は、容器包装廃棄物で占められていると、こういうふうに一般的に言われております。容器包装にかかわって事業を行っている容器包装の利用事業者や容器の製造業者に、販売後の容器、包装についても責任を持たせるべきだとして、容器包装リサイクル法では、事業者にも再商品化、言わば資源化ですね。責任を負わせることとしたと言われております。一般ごみの処理・処分について、全面的に市町村の役割・負担に依存している、こういうふうに思えて仕方がないです。これを見直しをして、本来、生産者、言わば事業者側に、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、その容器包装の再製品化について義務が負わされると、こうなっておりますけれども、この責任論についてどうおもわれますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

生産者に再商品化義務が課されることにより、私はプラスチックリサイクルが推進されることは望ましいことというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

私は今、望ましくないという質問をしておるんじゃないです。義務化が課せられた業者、プラリサイクル推進が望ましいという課題です。質問に的確な答弁にはなっていないような気もいたしますけれども、業者に義務を負わせるという内容は、どんなことだと思いますか。とりわけ廃棄された後も、市町の負担に依存している現状からの脱皮というのが指摘されていると思っておりますけれども、どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

容器包装リサイクル法には、排出者責任についての規定はあるわけではありますけれども、プラスチックのリサイクルを推進するためには、生産者だけでなく、行政、住民、事業者のそれぞれが責任を負うことが、私は必要であるというふう思っております。また一般ごみの処理につきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で市町村等の行政に処理責任が謳われているところでありますので、その規定に基づきまして、処理が行われておりますけれども、ごみの減量化、分別、リサイクルなど、住民、事業者それぞれの立場で、取り組んでいただくことで、依存度の軽減が図られるものというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

法のたてりとして、生産業者などに、その責任を負わせるという言葉を使っているわけですね。すなわち、特定のことをしなければならない状況だと、いわゆる、義務的なことだと思います。プラリサイクルが推進されるということは、業者としての義務を果たすのではなくて、法が出来た効果というべきの成果であって、市町の負担に頼るなど、こういうようになってると思いますけれども、財政的な課題も検討すべきだと思いますが、どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

法の趣旨は、ごみの処分費用がかかりすぎているために、その一部を事業者に負担を求めるということでなくて、生産、廃棄、焼却という一方通行の流れを、生産、回収、再資源化という経済循環につなげるために、事業活動に伴い発生した廃棄物は、排出事業者が責任を持って適切に処理しなければならないとすると、いうものと考えているところであります。ごみ処理に係る財政的な負担を軽減するためには、住民に分別への協力をまず求め、そして現在、プラスチックごみとして、処分費を負担しているところを、有価物として販売できる、こうした取り組みをすること、こういうことが必要であると考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

率直に言って、業者に財政的なことを言っているんじゃないと、言う意味合いの答弁をされてるわけですね。確かにそうかもしれませんけれども、事業者からの包装、容器等に関係して、責任のようなことが実際にあるのかどうか、どう思われますか。特に、包装のあり方については、

プラも含めて、かなりの量があります。さらに、例えば宣伝物とでも言うんでしょうか、このプラの容器と紙類の宣伝等は、市民の各家庭も含めて大変な実態だと、私は思っております。どう責任を求めていかれますか、何かありましたらお答えください。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

包装のあり方につきまして、明確な規制はないわけでありましてけれども、製品化にあたりましては、再資源化原料の使用拡大の取り組みが進められていると、いうところであろうかと思えます。容器包装リサイクル法にありますように、消費者には分別の排出、事業者には再商品化、市町村には分別収集と中間処理という、それぞれが役割を果たすように求めてまいりたいというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

言わば、事業者と住民、それぞれ役割は違いますけれども、削減への努力、これはある意味では当然の答弁だというふうに思っております。少し別の角度で、あっさりとお尋ねしますけれども、各企業が配るチラシ、広告のパンフレット、雑誌とでも言うんでしょうか。昨日も我が家にこのくらいきました。ポストの中にね。ああいうものが、かなりごみを増やしておるというように、私は思うんです。中をほどこずに一組はボンと捨てる家もあるようです。住民と各企業のチラシ、広告のパンフレットなど含めて、住民と一緒にという事柄から、そうなってくると大きく離れていきます。広告類についてのプラと紙類の削減は、ある意味では市町だけ、住民だけではどうにもならない問題もありますけれども、これを何とか減量してもらい、かなり住民には不必要なものまでポストの中に入ってくる。送ってもらっては困るものもある。新聞折り込みの中にはたくさん入ってきます。郵便でも送られてきます。こういった削減の方法、管理者、何かいい方法、案がありませんか。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

各企業が事業活動において発出すると言いますか、出す広告等を行政が規制するというのは難しいと認識をしておりますけれども、昨今のネット広告の増加などは、私は企業の努力の現れではないかなというふうに思っております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

答弁いただきました。言わば一般的に簡易包装という言葉が、近年また言われるようになってきました。答弁にあったように、ネットのことも含めて、要するにあまり派手な包装をしないという、しかもプラをあまり使わないという形。資源の無駄遣いを防ぐ。経費など小型化することによって物流の効果も上げる。よくなる。こういうことも聞きます。包装を簡素化することで、ごみの量を減らせると言われているわけですがけれども、この取り組みがやられている市町、あるいは事業所があれば教えていただければと思うんですけれど。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

市町にお聞きしましたところによりますと、エコバック等を推進するために、広報紙やホームページ等で啓発をされているとか、或いは、買い物時の過剰包装を断る活動などを行っているということであります。簡易包装に取り組んでいる事業者につきましては、把握できてないということでありました。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

把握できてないということですよ。確かにネットということを考えれば、多少変化があるのかもしれないんですけど、私は率直に言って、今は無いという現状じゃないだろうかと思えて仕方がないんですけれども、この無いんではないかと思うことについて、何かご意見でもあれば教えてください。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

無いとは言いきれないとは思っておりますけれども、そのことも含めて把握ができておりません。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

私は、本当にいろんな住民の方に聞いてみたんですけども、すごい量の宣伝物は困るという声が多いですね。助かるというのはあんまり聞かないです。何かめくって買いたい物を買うんじゃない人も、中にはおられます。そういう意味で、簡易包装に取り組んでいる業者は、無いと私は思ってるんですけども、率直に言って、まさか昔のように、新聞紙にくるんで物を売るという時代ではないかもしれない。しかし、包装の簡素化という意味で言えば、もっと考えるべきことがあるんじゃないか。こう思えて仕方がないわけで、市町にどれだけの権限、あるいはクリーンセンターにどれだけの権限があるかわかりませんが、CO2を少なくしていく、地球温暖化を防ぐという意味で、何とか工面をして、指導を強めていただきたいということをお願いしておきます。何かいい方法があればよろしく願いいたします。

さて次に、建設費などの課題で、各市町の方からご答弁をいただきました。率直に私の感想です。これ前々から私が言ってることですけども、これだけかかったんだから、それを各市町の割り振り基準に基づいた数字で支払ってるから、まあまあ普通ですがなと。間違ごうちゃおらんですからと。こういう感じの答弁ですね。確かに最もなことではあるんですけども、例えば、平成18年5月からでしたか、建設予定地の公募条件が発表され、その条件とは、かなり広い土地を、領家という意味では購入したわけです。そして購入した土地には、議長の許可をもらってお手元にお配りしております。産業廃棄物が大量に埋められていた土地であると。これを購入したわけです。購入した時には知らなかったと言えばそれまでですけども、地権者の方は許可を与えて埋めさせたわけですから知ったわけです。その点では失礼ですけども、騙されたというべきかもしれませんが、その整理に多額の費用が必要となったなど、本来もっと安い建設費で、できた部分があるということです。結果論とはいえ、無駄に多額の市町の負担金になっているんだということを、この思いをどう理解しておりますか。そんなことは全く思う必要もなく、必要だから使ったんだから出す。負担金だから出す。それだけでいいんでしょうかということをお聞きしたいんですけど、どうでしょうか。

△副管理者（野口薫氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、野口副管理者。

△副管理者（野口薫氏）

新クリーンセンター建設に向けて議論を重ね、議会においてご承認をいただいたものを組合規約に基づき負担をしているという状況でございます。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

市町の副管理者の方で、何かあればまた教えていただければというふうに思うんですけども、

今、津山の副管理者から答弁をいただきました。言わば、先ほども言いましたけれども、各市町がみんな、建設費に関して、現在の認識としては、クリーンセンターの建設費に係った必要額なんだと。それを基準通り払っているんだと。人口割で負担しているんだから適正だと。こういう考え方、答弁になっていくわけです。これは、私の質問とはちょっと意味が違うわけです。津山の今野口、失礼、副管理者、副市長と言い換えてごまかすが申し訳ないです。それについて指摘させていただくと、少し知ったかぶりを私が言いますと、現在各自治体が抱える悩みの一つとして、そもそも自治体の財政というのが厳しい。なぜ厳しいのか。その原因の一つに、人口減少や経済活動の停滞による税収の減とか、少子高齢化による社会保障費の増加、さらにこれまでやってきた、これが肝心なんです。公共施設整備に充ててきた建設費・起債、借金。この返済が長期的に高止まりしている。こういうなかで、それぞれの公共施設の維持管理経費や施設更新維持管理費が必要になってきて、言わば、私の解釈ですけれども、二重、三重、四重苦の状態が続いているんじゃないかと思えて仕方がないわけです。クリーンセンターで言いますと、先ほども言いましたけれども、無駄なお金をかなり私は使ったというように思っております。こういう視点も少しでもクリーンセンターの建設費を、令和20年まででしたか、支払うわけです。予算を各市町で組むわけです。そういう時に、少しくらいは思い出して、「ああ、ちょっと無駄なんかな」というくらいの感覚。もちろん、決められた負担金が少なくなるようなことを思っとるわけじゃないんです。予算を組む時の観点視点、ものの考え方として、それが本当の意味で苦い経験を今に活かす、これにつながると思っているから、しつこいほど言ってるわけです。単に必要なだからではない、不必要な部分もあったという認識、ここから私は反省が生まれ、予算組みを検討するという心根。直接的には、先ほども言いましたが、負担金を減らすということには結びつくもんじゃないんです。なんぼ素人でもそのくらいのことはわかってるつもりなんですけれども、思考という考え方、行政マンの思考という点では、必要ではないかと思えて仕方がないんですけれども、野口副管理者、さっき答弁いただいたんで、もういっぺん、今私が指摘したような視点、どう思われますか。答弁ください。

△副管理者（野口薫氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、野口副管理者。

△副管理者（野口薫氏）

施設整備に充てました建設費につきましては、議会において、必要であるというご判断のもとご承認をいただいたものを組合規約に基づき各市町に負担をいただいているというふうに考えております。今後、クリーンセンター建設のような大事業を行う場合には、社会情勢を見極め、将来見通しを立てて、さらに慎重に事業推進を図る必要があるというふうに考えております。以上です。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

答弁をいただきましたけども、管理者にお聞きします。国と違って地方自治体は、収支が赤字になるとき公債を発行して財源にすることができません。基金の取り崩し、こういった不足分を埋める財源、収入に見合った支出に抑えるため、これまで実施してきた施策事業を抜本的に見直していく、市民サービスを縮小せざるを得ない事態、そんなギリギリの選択を迫られているのが、今の各市町の財政事情ではないかと、私は思っておりますけれども、管理者、どう判断されますか、お尋ねします。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

クリーンセンターは、圏域の皆さんが健康で、そして衛生的な生活をおくる上で欠かせない施設だというふうに思っております。所期の目的を果たすべく、効率的な事業推進によってサービスの維持に努めてまいりたいというふうに考えております。事業内容の抜本的な見直しは考えておりませんが、例えばリサイクルの推進によって有価物の新たな販路開拓を行う。また、売電収入を増やしていく、こういった取り組みなどを進めて、歳入確保に取り組んでまいりたいと考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

失礼。これからちょっとクリーンセンターそのものとちょっと外れることになるかもしれませんが、一般的に予算編成とは、少し違ったこととなります。各市町とも、使える財源が限られている中、住民からはこれまでのサービスを維持することが求められてくる。さらに、社会ニーズの多様化によって、これまで以上のサービス拡充や新たな政策課題の解決のための取り組みも求められてきます。管理者は、私の質問にかつて過去の悪しき遺産とは何のことかわからないという意味の答弁をしたことがあります。領家に建設予定地を決める当時の市長・管理者のやった行為、その多くが私は、無駄な費用を使用させる、無駄な費用であった。この無駄な費用を今日、返済していかなきゃならない。その遺産を、負の遺産、今でも市町の負担金として支払っているということです。全く無意識で、そんなこととは無関係に、例えば裁判でも勝ったんだからと言われてきましたが、管理者として、こういった点をどう思われとりますか、お尋ねします。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

建設に至るまでの経緯をベースとして現在があるというふうに認識をしておりますので、決まったことだから仕方ないという考えは持ってはおりません。ただ現在の施設運営の中で、無駄なものの維持管理などに費用を当てているというところはないというふうに考えておりますけども、各市町の負担金を計算する際には、細かく査定を行って、そして必要な経費への応分負担をお願いをしているところでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

当然、自治体の使えるお金には、お互い限りがあります。やりたいことのすべてを実現できない以上、施策、施設事業に優先順位をつけた取捨選択をしていく。管理者がよく言われています、少ない経費で効率的に事業が実施できる経費の、言わば、精査を行うということだろうと思います。見込まれる収入の範囲に支出をどう抑えていくのか、これが大切だとも思います。複数年度の計画として行うのが行政、財政施策ということにもなる道もあると思います。ここに、まさに先ほど申した、過去のハード事業への財政投資、無駄があったか無かったかの検証、起債の充当のあり方、などなどの教訓が入り込んでいく、そんなことを予算編成で考えていく必要があるんじゃないでしょうか、どう思われますか。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

予算編成の際には、適正な予算執行についての検証を行いまして、そして、現時点で取り組んでいる事業の見直しや、或いは歳入確保、歳出削減の両面において、新たな取り組みの検討を行っているところでございます。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

先ほども言いましたけれども、お手元に配っている資料、当時の地権者、㈱工ナの土地を購入することが決まって、住民からの訴えで見つかった、地域内に埋められていた産業廃棄物、当時管理者は、異物という言葉を使いました。その写真です。平成20年10月24日から掘り起こされて、12月末日まで、約2か月かけて取り除いた産廃の写真です。こんな産廃が大量に入っている土地を売るという側、購入するというのもおかしい、こう思うべきではありませんか。そしてその後、土地購入の際に、新たに土壌を安定させていく、そのために調査が必要、かかった費用が約1,300万円。そして、これを安心安全な土地として利用できるように、専門官に頼ん

で調査してもらって中和させていく、全く不必要な経費です。以前指摘したことがあります、公募条件の最大必要面積よりも広い面積を買い、裁判沙汰にまで発展した高い土地購入費問題。公募条件の地元から申請という基本が全く間違っていた領家、連合町内会の名前で申請が出た。問題の領家は、周辺町内としての印鑑であった。鏡野町の下原は、周辺町内の中にも入ってなかった。こんなでたらめな申請書をOKとした委員会、そしてそれも、市長がよく言われる、今、副管理者野口さんの答弁があった、議会が認めたからという言葉でことを過ごそうとする。こういうあり方こそ、私は見直すべきであり、クリーンセンターの負の遺産と名付けてきたわけです。予算組みをする、その時の反省点。これが必要とは思いませんか。管理者、もう一度答弁してください。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

不測の事態が起きることはあるとは思いますが、クリーンセンター建設に限らず、いろんな事業を進めるうえでは、学んだことを教訓に適正な事業推進を図る必要があるというふうに考えております。

△議員（末永弘之氏）

4番。

●議長（金田稔久氏）

4番、末永弘之議員。

△議員（末永弘之氏）

いずれにしても、各市町、町のことを言うと失礼になるかもしれませんが、やっぱり予算を組む時には、過去の様々な出来事を、現在にどう生かしていくのか。どう苦い経験を生かすか、このことを頭に置いて、予算の組み立てをしていただきたい。このことをお願いして、最後、山崎副管理者、今日欠席で大変つらい事なんですけれども、お尋ねさせていただいて、答弁をいただいで質問を終わります。

この度、6期目を前にして勇退を表明されました。鏡野町における行政手腕は別としまして、部外者の私がとやかく言うべきではないと思っております。しかし、津山圏域資源循環施設組合、準備組合の時を含めて、今までこの3月末まで、副管理者として、大変な思い、苦労をさせていただきました。桑山市長が領家地域ということ考えた時から、領家に隣接する鏡野町下原地域が、地域ごと、町内会ごと反対運動に立ち上がり、領家地域の反対者と同一歩調をとっての、反対運動は、桑山市長のかなり強引な推進方法とも相まって、「このまま工事を進めるのであれば、ブルドーザーで私をひき殺してから工事にかかれ」とまで言わされた反対運動でした。この経過の中で、現在の美作市に關係する自治体が準備組合から脱退するという事態も起こりました。こうした実態を見てこられたのは、山崎副管理者一人になってしまっているわけです。私も、その渦の中に入ってきました。ごみ処理施設建設の反対運動には、末永の姿がどこにでもあるとまで言われてきました。今になっては、心苦しい気持ちもありますけれども、一つの歴史として、思い出すわ

けです。こうした経験の末に、当時の津山市を除く4つの町の副管理者、町長さん、大いに悩んできました。その中で、私個人と4人の町長さんと何度かどうやったら処理場ができるのかという論議を重ねてきたのも、ある意味苦い思い出として今、頭に浮かびます。クリーンセンターの玄関の入口に、ひっそりと反対運動の歴史板があるのも、反対運動の人たちと話し合って納得してもらった到達点であります。時の流れとはいえ、私も格別の思いがします。山崎副管理者に、最後に、こうした経過を含めて、これからの資源循環施設組合の未来に対して、何か、教訓のようなことがあれば、一言答えいただいて、私の質問を終わらせていただきます。

△副管理者代理（藤田昭彦氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、山崎副管理者代理、鏡野町藤田副町長。

△副管理者代理（藤田昭彦氏）

末永議員のお話によりまして、山崎町長ともお話をさせていただきました。末永議員が言われるとおり、今の町長さんの中では、山崎町長が今年で20年を迎えるというふうな形で、最初から関わっておりました。その中で、山崎町長のお言葉を末永議員にお伝えをしたいと思います。

クリーンセンターの建設につきましては、平成18年の建設候補地の公募から平成28年の本稼働まで、末永議員をはじめ、反対者の方々とも何度も協議を重ね、議員のご努力もあってなんとか建設について着地点を見つけ、完成にこぎつけることができたものと思っております。私の5期の町長任期の間でも、これだけ長期間協議を重ね、完成に至った施設は他にはございません。今後もやっと完成することができたこの施設を大切に使用し、1市4町の皆様もごみ減量化に努め、施設の長寿命化に努めていただきたいと思います。私も今後は一町民としてより一層ごみの分別に努め、ごみの減量化に協力していきたいと思っております。ありがとうございました。

山崎町長とのお話です。よろしくお願いたします。

△議員（末永弘之氏）

終わります。

●議長（金田稔久氏）

よろしいか。

以上で、通告による質問質疑は終わりました。

討論については、通告がございませんので、これより採決に移りたいと思っております。

ただいま一括上程、議題とされております議案第4号から議案第6号の3議案につきましては、それぞれ起立により採決をいたします。

まず、議案第4号「令和7年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

はい、ご着席ください。起立全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

●議長（金田稔久氏）

次に、議案第5号「津山圏域資源循環施設組合の附属機関に関する条例」について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

はい、ご着席ください。起立全員と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

●議長（金田稔久氏）

次に、議案第6号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例」について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

はい、ご着席ください。起立全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議案第7号上程及び採決

●議長（金田稔久氏）

それでは、議案第7号「津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会委員の選任について」議題といたします。本案は本日提出され、お手元に配付のとおりでございます。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

ただいま、上程されました議案第7号「津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会委員の選任について」につきましてご説明を申し上げます。

行政不服審査会委員5名の任期が2月28日で満了となりますため、引き続き選任いたしたく、津山圏域資源循環施設組合行政不服審査会条例第3条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものでございます。

行政不服審査会委員として選任を予定しております方は、江原由美子氏、清水稔氏、瀧川浩司氏、長谷川勝一氏、宮本有二氏でございます。以上の5名の方々は、現在、津山市行政不服審査会委員も務められており、審査審議に関する知識、経験を有されていると認められることから、当組合の行政不服審査会委員として適任であると考えております。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（金田稔久氏）

提案理由の説明は、ただいまお聞きのとおりでございます。

この際、お諮りをいたします。

本案については、質疑・討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

～ 承認（異議なしの声あり） ～

●議長（金田稔久氏）

ご異議なしと認めます。よって議案第7号について、採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成議員の起立を求めます。

～起立全員～

●議長（金田稔久氏）

はい、ご着席ください。起立全員と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶がございます。

◇管理者（谷口圭三氏）

はい、議長。

●議長（金田稔久氏）

はい、谷口管理者。

◇管理者（谷口圭三氏）

議員の皆様方には、ご多忙のところ、組合議会2月定例会にご出席をいただきまして、ただ今は提案いたしました議案につきまして、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。今後とも、津山圏域クリーンセンターの、安全かつ適正な施設運営に努めてまいりますので、皆様方の一層のご指導、並びにご支援のほどをお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

●議長（金田稔久氏）

これをもちまして、津山圏域資源循環施設組合議会 令和7年2月定例会を閉会といたします。

本日は皆さん、大変お疲れ様でした。

午前11時38分 閉会

地方自治法123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

令和7年2月14日

津山圏域資源循環施設組合議会 議長 金田 稔久

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 勝浦 正樹

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 則吉 洋介